

第33回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年3月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年3月20日（月）午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 壬生町役場 大会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 5番 篠原 正明
委員 1番 刀川 正己 2番 大橋 好一 3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男
6番 高橋 宏治 7番 琴寄 成人 8番 清水 利通 9番 早乙女 誠
4. 参集推進委員
鈴木良一推進委員 中川義人推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について
日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第7 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
日程第8 報告第4号 新規就農の申請の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一、主事 松本ひなた
7. 会議の概要
令和5年3月20日（月）【午前10時00分開会】

●事務局（宇賀神係長）

みなさん、おはようございます。本日は田中局長が定例議会参加のため欠席となりますので、代わりに進行を務めさせていただきます。定刻前ではございますが、第33回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名です。また、鈴木良一推進委員、中川義人推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長　みなさん改めましておはようございます。

この間まで寒かったですが、ここ2日続けて天気が良く、大変みなさまにおかれましては農作業の忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

先月2月27日は農業新聞購読5部以上の方の研修がございましたが、我々24期の農業委員では、新聞の最後の研修という事で楽しく行ってこられたと思います。大出部長からも連絡があり、皆様にはお世話になりましたという事です。そして今月27日から最後の親睦旅行という事で、日にちが残りわずかとなりましたが、3年間皆様には色々なことで協力いただきながらここまで来ました。暫くぶりでの親睦旅行となりますので、せっかくですから楽しんで行ってこられればと思います。

また今年改選という事で、現在だいたいわかっているのが、農業委員が継続を含めまして8名、推進委員が7名の推薦がありました。女性も含まれておりますので、なんとか女性3割を確保できるのではないかという状況です。

推進委員がまだ7名という事で、皆様には地元に戻って推進委員を作っていただくようご協力をお願いいたします。

25期の農業委員さんを我々も期待を込めて選んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今日は案件が少ない中ではありますが、2名の推進委員さんにも出席していただいておりますので、スムーズに進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

●事務局（宇賀神係長）

ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長　それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名

委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、9番 早乙女 誠 委員、1番 刀川 正己 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の齋藤主任を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり報告(宇賀神係長)

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

2月21日(火)壬生町農業再生協議会総会が、壬生地区営農経済センター大会議室で行われ、大橋好一農業委員、鈴木進吉推進委員、田中貴子事務局長が出席いたしました。

2月27日(月)全国農業新聞普及促進の報償に係る懇親会が、東京で行われ、梁島源智会長以下11名と、田中貴子事務局長、松本ひなた主事が参加いたしました。

2月28日(火)常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで行われ、梁島源智会長が出席いたしました。

3月10日(金)新規就農審査会が、役場204会議室で行われ、大橋好一農業委員、大関孝男農業委員、梁島源智会長、篠原正明職務代理、田中貴子事務局長と私が出席いたしました。

3月13日(月)壬生町農業振興地域整備促進協議会が、役場特別会議室で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、鈴木進吉推進委員が出席いたしました。

3月15日(水)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場205会議室と現地で行われ、大関孝男農業委員、篠原正明職務代理、高橋宏治農業委員、鈴木良一推進委員、中川義人推進委員、田中貴子事務局長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

会務報告は以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございませんか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（齋藤主任）

それでは議案書2ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。3月3日金曜日締め切りの時点で、3件の申請がございました。議案に従いまして、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (下馬木) 自作地 6㌥ 貸付地 15㌥
譲受人 _____ (下馬木) 自作地 252㌥ 借付地 29㌥

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 _____ 番 畑 271㎡
贈与による所有権移転 稼働2人

第2項

譲渡人 _____ (埼玉県) 自作地 78㌥
譲受人 _____ (西部) 自作地 92㌥ 貸付地 46㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 581㎡
壬生町大字羽生田字 _____ 番 畑 1012㎡
合計 1593㎡
売買による所有権移転 _____ 円 _____ 円

稼働1人

第3項

譲渡人 _____ (下町) 自作地 59畝

譲受人 _____ (下町) 自作地 356畝 借受地 19畝 貸付地 68畝

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字 _____ 番 田 1031㎡

壬生町大字上稲葉字 _____ 番 田 866㎡

壬生町大字上稲葉字 _____ 番 田 955㎡

合計 2852㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働9人

以上第1項から第3項の案件につきまして農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号1項について説明いたします。去る3月15日に私と清水利道農業委員、賀長紀好推進委員の3名と、行政書士の高橋宏治さんの立会いのもと、現地確認をしてまいりましたが、なんら問題の生ずる恐れはないと思われまので、審議よろしくをお願いいたします。

●6番 高橋 宏治委員
行政書士として代理になっているので、退席いたします。

○議長 では退席をお願いいたします。

(高橋委員 退席)

○議長　それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。高橋宏治委員は、席にお戻りください。

(高橋委員　着席)

○議長　次に第2項案件を議題といたします。
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　5番　篠原　正明　委員

●5番　篠原　正明　委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項案件について去る3月15日、譲受人_____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子推進委員とともに現地を調査いたしました。周辺地域との関係について調査しましたが、何の問題も生じる恐れはなく、地域との調和要件を満たしておりました。以上報告いたします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

なお、本案件には、琴寄成人委員の親族が譲受人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されますので、琴寄成人委員には退席をお願いいたします。

(琴寄委員 退席)

○議長 それでは改めまして、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

3項案件について3月13日に、譲受人 _____氏立会いのもと、農業委員刀川正己氏、賀長紀好推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたので報告します。チェックシートに従い1～7番の項目について確認しましたがいずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。審議お願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは第3項案件について、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

琴寄委員は席にお戻りください。

(琴寄委員 着席)

○議長 次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (齋藤主任)

それでは、議案書3ページ 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。3月3日 金曜日締め切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (助谷)

賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字 _____ 番 _____ 畑 368㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____ (北原)

_____ (西部)

賃借人 _____ (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字 _____ 番 _____ 田 1113.60㎡

壬生町大字羽生田字 _____ 番 _____ 畑 1064㎡

合計 2177.60㎡

園芸用土採取及び搬出入路 1年間の賃借権設定

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る3月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 4番 大関 孝男 委員 から、現

地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、3月15日 水曜日に私と、篠原正明職務代理、高橋宏治農業委員、鈴木良一推進委員、中川義人推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項についてご報告いたします。

申請地は__公民館から東に150mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大2mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については、県土木事務所発注の公共工事により発生した建設発生土から調達予定であります。事業資金__万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

この近隣で園芸用土を取っているところがあると思うのですが、その業者とはまったく関係がないのですか。

●事務局 宇賀神係長

別の業者になります。もともと掘っている業者の許可期限が5月末までになっていますので、現在埋戻しを行っていると思います。ここからまた新たに掘ってしまうと期間内に終わらなくなってしまうので、別の業者に頼んだ形で今

回申請が上がってきました。

●2番 大橋 好一 委員

では、今の業者とは関係はないのですね。

●事務局 宇賀神係長

もともと埋戻しの土を調達するのは、「___」という会社で同じなので、今、近隣を掘っているのは__さんと言って、元「___」で園芸用土採取のオペレーターをやっていた方です。今度の___さんと言う方は、名義貸しではなく、自身で土堀りができる方で、これまでに何件も壬生町で園芸用土の実績がある方です。ただ__さんの方で、今回の場所は追加できないからという事で、お願いされたのだと思います。

●2番 大橋 好一 委員

面積も少ないし、隣も同じ目的で掘っているから、全く関係ないとは言い切れないのかな。これは想像ですけども。

●事務局 宇賀神係長

お互いに話がついていると思うのですが。

●2番 大橋 好一 委員

期限の問題で、新たにここだけ申請という形をとったという事かな。

●事務局 宇賀神係長

そのようです。

●2番 大橋 好一 委員

ここは何回か追加、追加で面積が増えているところですよ。そこにくっついている土地だと思うのですが。

○議長 まるっきり別だと、368平米じゃ、見合わないでしょ。重機を持ってきたりで。

今、10アールいくらからいなの。

●事務局 宇賀神係長

平均で40万円くらいだと思います。

この場所につきましては、もし許可をいただけましたら、近いうちに現地を見てきて、ちゃんと保安距離等を守っているか、確認して来たいと思います。面積が小さいので、すぐ終わってしまうとは言っていたので、来月の現地調査時ではなくて、それ前の3月末か4月の頭に、計画通りなされているか見て来たいと思います。

- 2番 大橋 好一 委員
多分重機などは共有で使ってしまうのではないかな。
道路にくっついているので、安全面とかきちんとやってもらって、面積が少ない分だけより嚴重に。
- 5番 篠原 正明 委員
面積が少ないので、埋戻しが心配です。事務局にも話したのですが、少ない面積なので何かメリットがないとやらないのではないかと。
- 2番 大橋 好一 委員
どこかの時点で確認は必要ですね。
- 議長 他にございますか。
- 1番 刀川 正己 委員
園芸用土で、今までこのような少ない面積の申請はなかった気がするのですが、申請の時、何平米以上とかの基準はあるのですか。
- 事務局 宇賀神係長
農地転用の許可に関しては、面積の基準はないです。
ただ現実的にあまりにも100平米以下とか、明らかに違和感がありますので、その時は許可するものではないのかな、と思いますが。
先ほど篠原職務代理が話されたように、500平米以下ですと、埋戻しの許可が不要になりますので、そこのチェックがないので農業委員会の方で、埋め戻す段階で確認したほうがいいようです。
- 1番 刀川 正己 委員
許可は必要ないの。
- 事務局 宇賀神係長

はい。建設発生土ならばいいのですが、もっと悪い残土が入ってしまうとよくないと思います。

○議長 他にございますか。

●9番 早乙女 誠 委員

現地を見てきて、前の所はどのくらいの進捗状況なのですか。

●事務局 宇賀神係長

掘るのは全部終わりました、後は埋めています。埋戻しの許可の進捗は、わからないですが。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 大関 孝男 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____小学校から北西に約300mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.3mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻し用土については鹿沼市内の_____から調達予定であります。事業資金_____万円については自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取及び搬出入路のための一時転用であり、現地調査において保安距離、保安角度、掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号 「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明(齋藤主任)

それでは議案書4ページからの議案第3号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分について、議案書5ページから6ページのとおり、4件、22筆、面積合計が38,452㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について、議案書7ページのとおり、2件、2筆、面積合計が2,879㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書8ページのとおり、2件、3筆、面積合計が12,244㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書9ページのとおり、2件2筆、面積合計が3,013㎡となっております。

次に、一括方式の新規、賃借権分について、議案書10ページから14ページのとおり、10件、面積合計が86,770㎡となります。

次に一括方式の新規、使用賃借権分について、議案書15ページから18ペー

ジのとおり、8件、面積合計が59,290㎡となります。

次に所有権移転分について、議案書19ページから20ページのとおり、4件、36筆、面積合計が29,728㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局載のとおり報告

報告第1号 「非農地証明願いの件について」は、議案書の22ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、地区担当委員の方からの現地調査の報告をお願いします。

●4番 大関 孝男 委員(1項案件について報告)

2月15日に、____測量設計事務所の____さんと推進委員の廣澤さんとで現地を確認してまいりました。

平成6年頃から、宅地利用をしてしまい、現在は雑種地となっていることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の23ページから26ページのとおり11件の届出がございました。

内容については、記載されている通り、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第7 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の27ページのとおり3件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に日程第8 報告第4号「新規就農の申請の件について」、事務局より3月10日に開催しました新規就農審査会での審議状況などについて説明願います。

●事務局 宇賀神係長

それでは新規就農の審査について説明いたします。

申請人は_____さん、住まいは安塚です。この方は_____の下で1年半の間、イチゴ栽培を学んでおります。今年の4月から就農を目指している状況です。圃場は下稲葉圃場整備区域内の農地を貸借で確保し、販路はJA出荷を予定しております。

3月10日に新規就農審査会を行いまして、農業技術を取得しており、販路も確保されていることから、計画通り営農できることが見込まれ、審査会の結果としましては、農業者として農地の取得等は問題ないという事で、今回利用権設定の方で申請をされている状況です。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員
年は何歳ですか。結婚はしているの？

○議長 35歳です。結婚はまだです。

● 7番 琴寄 成人 委員
労働力は何人？

○議長 親二人と、全部で4人くらいでやる予定みたいです。

● 7番 琴寄 成人 委員
35歳というと、親は60歳前後なのかな。

○議長 まだ勤めをしているという事です。
まだ仕事はしていますが、就農と同時期に辞めて一緒にやるんだと思います。

● 7番 琴寄 成人 委員
田んぼを借りるという事ですが、6300㎡は区画整理された場所ですか。

○議長 そうです。2枚になっていて、そのうちの1枚です。1町2反歩ぐらいあるところ。全部は借りられないので、半分借りたようです。

○議長 それでは報告第4号はよろしいですか。では、以上で報告第4号を終わります。

○議長 それでは次にその他についてお願いいたします。

●事務局 松本主事

その他について

壬生町農業委員会親睦会と旅行積立、全国農業新聞の会計収支状況の中間報告ですが、ご確認していただきまして、何かありましたら事務局までお願いいたします。

事務連絡について

○令和4年「全国農業新聞全国表彰」について

・情報活動特別功労賞

第1位 梁島源智会長 63部

○委員報酬の上乗せ支給について

国より農地利用最適化交付金が交付されたため、委員の皆様の3月分報酬（4月振込）に上乗せ支給となります。

一人当たり170,000円

○農業者年金協力員報酬について

農業者年金加入促進に尽力いただいたこと関し、報酬1,500円(税抜き)を本日振り込みましたのでご確認ください。

以上になります。

●事務局 齋藤主任

相続税の納税免除の件について

(先月の総会での説明に関して追加説明)

●事務局 宇賀神係長

来週行われる農業委員会の親睦旅行について

(資料にそって説明)

令和5年度4月から7月までの現地調査委員会割振表の配布

○議長 あと皆さんから何かありますか。

なければ、以上を持ちまして、第33回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。たいへんお疲れ様でした。

【午前11時30分閉会】

会長

梁鳥源智

9番

早乙女誠

1番

刀川正己